東屋敷

八幡宮

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

平成30年3月

鳥取県琴浦町

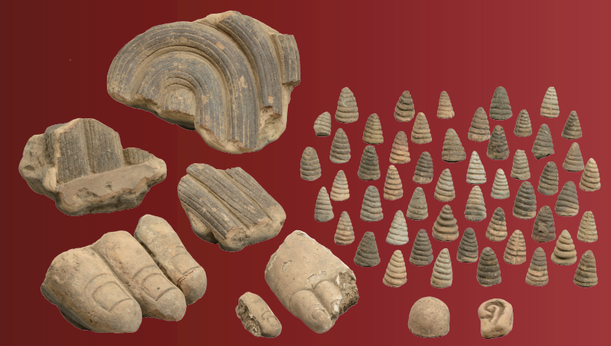

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

平成30年3月

鳥取県琴浦町

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡
保存活用計画

平成 30 年 3 月

鳥取県琴浦町

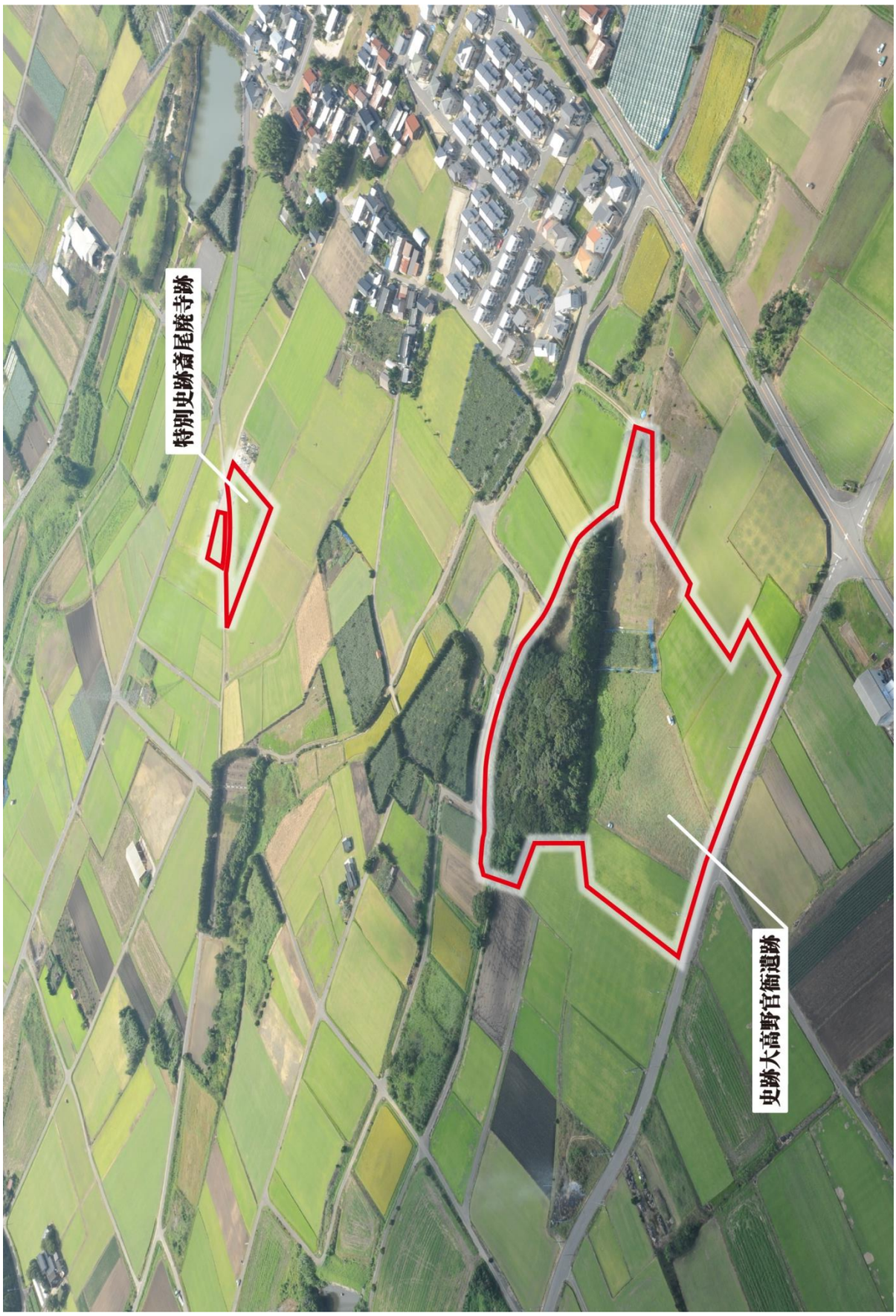

両史跡　東から（写真：鳥取県教育委員会提供）

特別史跡斎尾廃寺跡　北から

史跡大高野官衙遺跡 SB12B　北から

序

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、広さは東西 15.2km、南北 18.5km、総面積 139.88 ㎢を有します。その地勢は、南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しており、南の大山山麓台地や急峻な山地から、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。

大山山系の１つである船上山では、高さ 100m以上の急崖をなす屏風岩と呼ばれる溶岩壁や、多様な自然植生がみられるなど自然景観に優れ、大山隠岐国立公園にも指定されています。

このような地勢の琴浦町では、古くから人々の営みがあり、およそ１万５千年前の旧石器時代の終わりころから近代に至るまでの遺跡や遺物が約450ヶ所で確認されています。このうち、日本の歴史を語るうえで重要な遺跡として国の史跡に指定されている遺跡は、斎尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、船上山行宮跡、鳥取藩台場跡（赤崎台場）の４件です。さらに斎尾廃寺跡は、学術上の価値が特に高く、我が国文化を象徴する史跡として、全国に62件しかない特別史跡に指定されています。

本計画は、この特別史跡斎尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡、そしてこの両史跡と密接な関係にあった隣接地区の遺跡も含め、適切な保存とともに地域の魅力発信や活性化に繋げる活用について定めたものです。琴浦町では、両史跡を地域の宝として守り続けるとともに、両史跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとづくりを目指していきます。

本計画の策定にご尽力いただきました特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会委員の皆様、地域の皆様、関係機関、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年３月

琴浦町長　小松　弘明

例　言

１．本書は、鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下に所在する国特別史跡斎尾廃寺跡・国史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画書である。

２．本事業は、琴浦町が事業主体となり、平成27年度から平成29年度にかけて実施し、平成28年度、平成29年度の２ヵ年は、国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した。

３．事業実施にあたっては、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱（平成28年３月１日大高野官衙遺跡保存･活用基本計画検討委員会設置要綱を改正）に基づき、「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、文化庁、鳥取県の指導のもと、委員会の指導･助言を経て琴浦町が策定した。

４．本計画の策定に係る事務は、琴浦町教育委員会事務局社会教育課が行った。

５．本書の作成にあたり、一部の業務を下記の通り委託した。
平成28年度
「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に伴う航空測量業務」
株式会社ジェクト
「平成28年度特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に係る支援業務」
株式会社空間文化開発機構
平成29年度
「平成29年度特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に係る支援業務」
株式会社空間文化開発機構

６．本書では国土地理院の測量成果を以下のとおり使用した。

頁	図版番号	使用測量成果
18	図3-4	国土地理院発行の５万分１地形図
26	図3-9	国土地理院発行の５万分１地形図
28	図3-11	国土地理院の電子地形図20万
29	図3-12	国土地理院の電子地形図25000
35	図3-13	国土地理院発行の５万分１地形図
37	図3-14	国土地理院発行の５万分１地形図

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

目　次

第１章　保存活用計画策定の目的と経緯 1
１－１　保存活用計画策定の目的 1
１－２　保存活用計画策定の経過 2
1-2-1　委員会の設置 2
1-2-2　審議等の経過 5
1-2-3　保存活用計画策定の流れ 6
１－３　計画の対象範囲と期間 7
1-3-1　計画の対象範囲 7
1-3-2　計画の期間 7

第２章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の概要 9
２－１　特別史跡斎尾廃寺跡の指定内容 9
2-1-1　指定に至る経緯 9
2-1-2　指定内容 9
①　指定告示 9
②　指定説明 10
２－２　史跡大高野官衙遺跡の指定内容 11
2-2-1　指定に至る経緯 11
2-2-2　指定内容 12
①　指定告示 12
②　指定説明 12

第３章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡を取り巻く環境 15
３－１　琴浦町の町勢 15
３－２　自然環境 16
3-2-1　気候 16
3-2-2　地形・地質 16
3-2-3　植生 19
３－３　歴史的環境 20
3-3-1　古墳時代以前の様相 20
3-3-2　古代の様相 21
①　主要遺跡からみた古代八橋郡の様相 21
②　文献史料にみえる古代の八橋郡 22
3-3-3　中世以降の様相 23
①　中世 23
②　近世 24
③　近代・現代 25
３－４　社会的環境 27
3-4-1　土地利用と景観 27
3-4-2　交通体系 28
3-4-3　上位関連計画 30
①　ことうらまちづくりビジョン ―第２次琴浦町総合計画― 30
②　琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略 30
③　東伯都市計画区域都市計画マスタープラン 31
3-4-4　歴史文化遺産と主な文化施設・観光資源 32
①　指定等文化財 32
②　主な文化施設と観光資源等 36

第４章　両史跡及び関連遺跡の発掘調査概要 38
４－１　斎尾廃寺跡の発掘調査概要 38
4-1-1　昭和40年代までの斎尾廃寺跡の調査 38
①　調査等の経過 38
②　遺構 39
③　遺物 40
4-1-2　指定地周辺の調査 41
①　調査等の経過 41
②　遺構 43
③　遺物 45
4-1-3　指定地周辺のその他の時代の遺構 46
４－２　大高野遺跡の発掘調査概要 47
4-2-1　調査経過 47
4-2-2　古代の遺構と遺物 49
①　主な遺構 49
②　主な遺物 52
③　遺跡の変遷と時期 52
④　まとめ 54
4-2-3　その他の時代の遺構と遺物 54
４－３　下斉尾官衙遺跡の発掘調査概要 55
①　遺構 55
②　遺物 57
４－４　史跡隣接地区におけるその他の関連遺跡の発掘調査概要 58
4-4-1　下斉尾１号遺跡北区 58
①　古代の遺構と遺物 58
②　その他の時代の遺構と遺物 58
4-4-2　水溜り・駕籠据場遺跡 60
①　古代の遺構と遺物 60
②　その他の時代の遺構と遺物 60
4-4-3　伊勢野遺跡 62
4-4-4　その他の遺跡 63
①　周辺古墳群 63
②　下斉尾１号遺跡南区 64
③　小高野遺跡 64

第５章　両史跡指定地及び史跡隣接地区・史跡周辺地域の現況と課題 67
５－１　両史跡指定地の現況と課題 67
5-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡指定地の現況 67
①　公有化の経過と現在の指定地番 67
②　管理団体の指定 68
③　管理団体による国有地の管理 68
④　遺構・出土遺物等の現状 68
⑤　地形・景観 70
⑥　土地利用・整備状況 70
⑦　活用状況 71
⑧　管理状況 72
5-1-2　史跡大高野官衙遺跡指定地の現況 74
①　公有化の経過と現在の指定地地番 74
②　指定地の管理 75
③　遺構・出土遺物等の現状 75
④　地形・景観 77

⑤　土地利用・植生 78
⑥　活用・整備状況 79
⑦　管理状況 79
5-1-3　両史跡指定地の課題 81
①　両史跡共通の保存活用上の課題 81
②　特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用上の課題 81
③　史跡大高野官衙遺跡の保存活用上の課題 82
５－２　史跡隣接地区の現況と課題 84
5-2-1　史跡隣接地区の立地環境の現況と課題 84
①　現況 84
②　課題 84
5-2-2　指定地外の斎尾廃寺跡の現況と課題 85
①　現況 85
②　課題 88
5-2-3　下斉尾官衙遺跡の現況と課題 88
①　現況 88
②　課題 89
5-2-4　指定地外の大高野遺跡の現況と課題 89
①　現況 89
②　課題 90
5-2-5　その他の史跡隣接地区の現況と課題 90
５－３　史跡周辺地域の現況と課題 97
5-3-1　土地利用の現況 97
5-3-2　歴史文化遺産等の現況 98
①　方見神社と文化財（県指定保護文化財：木造随身立像） 98
②　槻下神社と文化財（町指定天然記念物：槻下神社の社叢） 98
③　槻下豪族館跡（町指定史跡） 98
④　江戸時代に利用された八橋往来と沿道の歴史的文化遺産 98
⑤　伊勢神宮・八橋野牧関連地名 99
⑥　八橋郡地域・伯耆国地域に所在する両史跡関連の歴史文化遺産 99
5-3-3　史跡周辺地域の課題 99
５－４　関連法令 102
5-4-1　文化財保護法 102
5-4-2　都市計画法 103
5-4-3　景観法・鳥取県景観形成条例 104
5-4-4　農業振興地域の整備に関する法律・農地法 107
5-4-5　森林法 110
5-4-6　道路法 110

第６章　両史跡等の本質的価値 113
６－１　両史跡の価値 113
6-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡の価値 113
①　主要な価値 113
②　副次的な価値 114
6-1-2　史跡大高野官衙遺跡の価値 115
①　主要な価値 115
②　副次的な価値 116
６－２　史跡隣接地区の価値 117
6-2-1　指定地外の斎尾廃寺跡の価値 117
①　主要な価値 117
②　副次的な価値 117

6-2-2　下斉尾官衙遺跡の価値 118
主要な価値 118
6-2-3　指定地外の大高野遺跡の価値 119
①　主要な価値 119
②　副次的な価値 119
6-2-4 下斉尾１号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く）の価値 119
①　主要な価値 119
②　副次的な価値 120
6-2-5　下斉尾１号遺跡南区の価値 120
6-2-6　水溜り・駕籠据場遺跡の価値 120
①　主要な価値 120
②　副次的な価値 120
6-2-7　伊勢野遺跡の価値 121
①　主要な価値 121
②　副次的な価値 121
6-2-8　その他の遺跡の価値 121
６－３　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等の価値 122

第７章　保存活用の大綱・基本方針 124
７－１　保存活用の大綱 124
７－２　保存活用の基本方針 125

第８章　保存管理 126
８－１　保存管理の方向性 126
８－２　保存管理の対象範囲と地区区分 126
8-2-1　史跡指定地の地区区分 127
①　ＩＡ地区 127
②　ＩＢ地区 127
8-2-2　史跡隣接地区の地区区分 127
①　Ⅱ地区 127
②　Ⅲ地区 128
③　Ⅳ地区 128
④　Ⅴ地区 128
⑤　Ⅵ地区 128
８－３　各地区の構成要素 130
8-3-1　両史跡の構成要素 130
8-3-2　史跡隣接地区の構成要素 130
8-3-3　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域の構成要素 132
８－４　両史跡の保存管理の方法 133
8-4-1　ＩＡ地区の保存管理の方法 133
①　保存管理の方針 133
②　要素ごとの保存管理の考え方 133
8-4-2　ＩＢ地区の保存管理の方法 134
①　保存管理の方針 134
②　要素ごとの保存管理の考え方 134
８－５　両史跡の現状変更等の取扱方針及び取扱基準 136
8-5-1　現状変更等の取扱方針 136
①　現状変更等の取り扱い 136
②　現状変更等の取り扱いの基本方針 136
③　現状変更等の許可申請の範囲 136
8-5-2　現状変更等の基本的な取扱基準 137

① 現状変更等を認めない行為 137
② 現状変更等の許可不要行為 137
③ 現状変更等許可の申請を要する行為のうち鳥取県教育委員会が行う事務 138
④ 地区別の現状変更等取扱基準 139
８－６　史跡隣接地区の保存管理の方法 141
8-6-1　ⅡＡ地区の保存管理の方法 141
① 保存管理の方針 141
② 要素ごとの保存管理の考え方 141
8-6-2　ⅡＢ地区の保存管理の方法 143
① 保存管理の方針 143
② 要素ごとの保存管理の考え方 143
8-6-3　ⅢＡ地区の保存管理の方法 144
① 保存管理の方針 144
② 要素ごとの保存管理の考え方 144
8-6-4　ⅢＢ地区の保存管理の方法 145
① 保存管理の方針 145
② 要素ごとの保存管理の考え方 145
8-6-5　Ⅳ地区の保存管理の方法 146
① 保存管理の方針 146
② 要素ごとの保存管理の考え方 146
8-6-6　Ⅴ地区の保存管理の方法 147
① 保存管理の方針 147
② 要素ごとの保存管理の考え方 147
8-6-7　Ⅵ地区の保存管理の方法 148
① 保存管理の方針 148
② 要素ごとの保存管理の考え方 148
8-6-8　史跡隣接地区の開発行為の取り扱い 149
① 史跡隣接地区の位置づけ 149
② 現況の宅地や農地（農用地区域）における開発行為に関わる法令 149
③ 地区ごとの開発行為等に関する埋蔵文化財の対応方針 150
④ 開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ 150
8-6-9　史跡隣接地区の景観保全と土地利用の誘導 157
① 既存の法令等の実効性をもった適用 157
② 新たな条例の制定等 157
８－７　発掘調査と史跡指定及び公有化の方針 159
8-7-1　発掘調査計画 159
8-7-2　斎尾廃寺跡の追加指定と公有化 161
8-7-3　下斉尾官衙遺跡の史跡指定と公有化 161
8-7-4　Ⅲ地区における史跡指定等 161

第９章　活用・整備 163
９－１　活用の方向性 163
９－２　活用の方法 164
9-2-1　学校教育における活用 164
9-2-2　社会教育における活用 164
9-2-3　まちづくり・ひとづくり 165
9-2-4　整備事業などへの住民参加 166
9-2-5　周辺市町との連携 166
9-2-6　歴史文化・自然観光資源としての活用 166
9-2-7　情報発信・普及啓発 167
9-2-8　研究資料としての活用 167

9-2-9　災害時における対策用地・防災施設としての活用 167
９－３　整備の方向性 168
９－４　整備の方法 168
9-4-1　遺構の保存 168
9-4-2　遺構の展示・表示 169
9-4-3　環境整備 170
9-4-4　案内・解説・展示施設 170
9-4-5　便益施設等公開活用施設 171
9-4-6　周辺地域の文化財等と連携した整備方法 171

第10章　運営・体制の整備 174
10－１　運営・体制の方向性 174
10－２　運営・体制の整備の方法 174

第11章　事業計画と経過観察 176
11－１　事業計画 176
11-1-1　Ⅰ期計画（策定から５年度以内） 176
①　保存管理 176
②　調査 177
③　活用 177
④　整備 177
⑤　運営体制 177
11-1-2　Ⅱ期計画（策定から５～10年度の期間） 178
①　保存管理 178
②　調査 178
③　活用 178
④　整備 178
⑤　運営体制 179
11-1-3　Ⅲ期計画（策定から10年度以降） 179
①　保存管理 179
②　調査 179
③　活用 179
④　整備 179
⑤　運営体制 180
11－２　経過観察 183
11-2-1　方向性 183
11-2-2　方法 183
①　保存活用方針の再確認 183
②　点検結果の活用 183

《参考文献》 185

《参考資料》 187
１．パブリックコメント実施結果 187
２．関連法令等（抜粋） 188
○文化財保護法施行令（抜粋）
○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則
○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
○鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準